

国際予備審査機関 E P	欧州特許庁 (E P O)	附属書 E E P
次の受理官庁を管轄する 国際予備審査機関 ¹	AL, AM, AP, AT, AZ, BA, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CV, CY, CZ, DE, DJ, DK, DO, DZ, EA, EC, EE, EG, EP, ES, FI, FR, GB, GE, GH, GR, HN, HR, HU, ID, IE, IL, IN, IQ, IR, IS, IT, JM, JO, JP, KE, KG, KH, KN, KZ, LR, LS, LT, LU, LV, LY, MA, MD, MK, MN, MT, MU, MW, MX, MY, NI, NL, NO, NZ, OA, OM, PA, PE, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, SA, SC, SD, SE, SG, SI, SK, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, UA, UG, US, UZ, VN, WS, ZA, ZW	
国際予備審査機関に支払う手数料：		
予備審査手数料 (PCT規則58) ^{2, 3}	ユーロ (EUR)	1,915
追加の予備審査手数料 (PCT規則68.3) ⁴	EUR	1,915
取扱手数料 (PCT規則57.1) ^{3, 5}	EUR	213
異議申立手数料 (PCT規則68.3(e))	EUR	1,020
遅延提出手数料 (PCT規則13の3.2)	EUR	265
国際予備審査手数料の払戻しの条件 及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す PCT規則58.3に規定する場合：100%払戻し 国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取 下げられた場合：100%払戻し	

[次頁に続く]

- 1 EPOは、EPO、オーストリア特許庁、フィンランド特許登録庁 (PRH)、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン知的財産庁 (PRV)、トルコ特許商標庁 (Turkpatent) 若しくはヴィシエグラード特許機構が国際調査を行う (又は行った) 場合に限り、国際予備審査機関として行動することができる。
- 2 この手数料は、出願人、又は出願人が複数であれば各出願人が自然人であり、世界銀行によって低所得経済国又は中低所得経済国に分類される国の国民又は居住者であれば75%減額される。この減額が適用される国のリストは次を参照：<https://www.epo.org/applying/fees/international-fees/information.html>。この手数料は更に、出願人、又は出願人が複数であれば各出願人が自然人であり、特許協力条約規則18で意味する、欧州特許庁との有効化協定が発効している国の国民又は居住者についても75%減額される。詳細については2019年12月12日付EPO管理理事会決定 (OJ EPO 2020, A4) 参照：<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/01/a4.html>
- 3 未払の手数料額の50%に相当する後払手数料は、国際予備審査機関に支払う。OJ EPO 5/1998, 282頁を参照。
- 4 この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際予備審査機関に支払う。
- 5 この手数料は、国際予備審査機関に支払う。この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。

E P	欧州特許庁 (E P O) (続き)	E P
この官庁は電子形式による国際予備審査請求 (PCT第II章) を認めるか? ⁶	<p>認める。この官庁は次による電子出願を認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> － e PCT出願 － EPOオンライン出願 － EPOオンライン出願2.0 － EPO緊急用アップロードサービス <p>オフライン提出には、EPOオンライン出願を使用する場合にCD-R、DVD-R又はDVD+Rが認められる。</p>	
国際予備審査のために受理する言語	英語、フランス語、ドイツ語	
審査をしないこととしている対象	PCT規則67.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、欧州特許条約の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	
国際予備審査機関として行動する当局の管轄権に何らかの制限があるのか?	<p>EPOは、国際調査機関として行動するEPOが、又は欧州特許条約のいずれかの締約国に所在しておりその締約国のために運営される他の国際調査機関が、国際調査報告を作成する（又は作成した）場合に限り、国際予備審査機関として行動する（EPO-WIPO協定附属書A）。これらの国際調査機関は、オーストリア特許庁、フィンランド特許登録庁（PRH）、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン知的財産庁（PRV）、トルコ特許商標庁（Turkpatent）若しくはヴィシエグラード特許機構である。</p> <p>更に、国際予備審査機関（IPEA）としてのEPOは、EPO自身以外のいずれかの国際調査機関が作成した書面による見解を、PCT規則66.2(a)の目的で国際予備審査機関の書面による見解とみなさず、その旨をPCT規則66.1の2(b)に基づき国際事務局に通知している。</p>	

[次頁に続く]

6 関連するこの官庁の通知については、2021年6月3日付公示（PCT公報）108頁、2023年5月19日付公示（PCT公報）117頁以降、2024年12月5日付公示（PCT公報）233頁参照。

E P

欧州特許庁 (E P O) (続き)

E P

委任状の提出要件の放棄⁷

国際予備審査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？ 放棄している⁸

別個の委任状が要求される特別の状況 代理人として登録されていないが、代理人と称する者によって手続行為がされた時。ただし、その代理人と称する者が代理人として登録されている者と同じ事務所に所属する場合、又はその代理人と称する者及び代理人として登録されている者がいずれも出願人（出願人が複数名いるときには、共通の代表者）の被用者である場合を除く。又は、代理人若しくは共通の代表者が行為をする資格について疑義がある時にも要求される。

国際予備審査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？ 放棄している⁸

包括委任状の写しが要求される特別の状況 代理人として登録されていないが、代理人と称する者によって手続行為がされた時。ただし、その代理人と称する者が代理人として登録されている者と同じ事務所に所属する場合、又はその代理人と称する者及び代理人として登録されている者がいずれも出願人（出願人が複数名いるときには、共通の代表者）の被用者である場合を除く。又は、代理人若しくは共通の代表者が行為をする資格について疑義がある時にも要求される。

⁷ OJ EPO 5/2010, 335頁を参照。

⁸ 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。